



## ( フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 ) 受講申込書

受付 番号	
----------	--

※太枠内のみ記入

受講日	令和 5年10月23日			顔写真 (カラー・1枚) 3.0×2.4cm  裏面に氏名を 記入してのり づけ(1枚)
フリガナ				
受講者 氏名				
旧姓・通称	※修了証に旧姓又は通称の併記を希望する場合のみ、ご記入ください。			
生年月日	S・H・R	年	月	日 ( 歳)
受講者 住所	〒 _____			
電話番号	※緊急時に連絡がとれる電話番号を記入してください。			
所属 事業所	会社名			
	所在地	〒 _____		
	担当者名			
	電話		F A X	
(申込日) _____ 年 _____ 月 _____ 日 建設業労働災害防止協会香川支部長 殿 上記の記載事項に相違ありません。 受講者氏名(自署) _____				

## 【申込書記入にあたっての注意事項】

※別紙をご確認ください。

※事務局 記入欄	建災防香川支部		入金 日		現金
	会員	非会員			振込み

必要書類添付欄

ホームページ、講習計画表で必要書類をご確認のうえ、貼り付けてください。

- 本人確認のための書類の写し（本人の顔写真のある公的な身分証明書を原則とします。）
- 旧姓・通称の併記を希望する場合は、公的機関の証明書の写し

\* 申込書と一緒に提出してください。受付後返送します。

## フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 受講票

※受付番号 (記入しないでください。)			
受 講 者	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	S・H・R	年 月 日
	現住所	〒	

顔写真(カラー)  
3.0×2.4cm  
1枚  
裏面に氏名記入。  
のりづけ

※申請6ヵ月以  
内に撮影した  
正面、脱帽  
無背景のもの。  
サングラス、色付  
きレンズ不可

※氏名、生年月日、現住所は修了証に記載されますので、申込書と相違のないように正確に記入してください。修了証発行後に訂正する場合は、再交付手数料(¥1,650)が必要になります。

- 講習日 令和 5 年 1 0 月 2 3 日 8:50~16:50
- 講習会場 香川県建設会館 7 階 \*駐車場はありません。  
(高松市磨屋町6-4 TEL: 087-821-5243)
- 必ず時間までに来てください。遅刻、早退は認めません。  
講習時間を過ぎると入室できません。**
- 持参物 : 受講票、筆記用具(鉛筆・ボールペン)  
フルハーネス型安全帯を持っている方は持参してください。  
お持ちでない方は貸出します。
- テキストは当日お渡しします。

### <注意事項>

- ① 開講日の前々日(土日を除く)までに連絡がなければ、受講の取消し及び受講日の変更はいたしません。  
受講者の変更は開講日の10日前までに連絡があれば可能です。但し、変更は1回限りです。  
2回目以降の変更、受講料の返金はいたしません。無断欠席の場合は、受講料の返金及び変更はいたしません。
- ② 記載事項を訂正する場合は、訂正印が必要です。変更・訂正がある場合は、印鑑を持参してください。

<お申込み・問合せ先>

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町6-4 3階 TEL 087-821-5243

## 【申込書記入にあたっての注意事項】

1. 顔写真は申請前6ヶ月以内に撮影した正面、脱帽、無背景のもの。サングラス(色付きレンズ)不可。
  2. **申込書と受講票**に写真を貼付し、必要事項をボールペンで記入して提出してください。
  3. ホームページをご確認の上、受講に必要な資格の証明書の写しを**必要書類添付欄**に貼付してください。
  4. 本人確認書類の写は、必要書類添付欄に貼付してください。  
【本人確認書類は、顔写真のある公的なものを原則とします。(自動車運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)等) 顔写真のない身分証明書の場合は2点必要です。(健康保険証、住民票(マイナンバーの記載がないもの)等)】  
外国籍の方は、在留カードの写しが必要です。
  5. **受講者氏名の漢字は、本人確認書類に記載されている同じ漢字で記入してください。(高、崎など)**  
WEB予約からお申込みされる方で、氏名の正しい漢字が入力できない場合は、手書きで修正してください。  
(例:高一高)
  6. 旧姓・通称の併記を希望する場合は、旧姓、通称が確認できる公的書類の写しが必要です。
  7. 申込書の記載事項を訂正する場合は、受講者氏名(自署)のあとに捺印後、同じ印鑑で訂正印が必要です。  
(修正テープ使用不可) 実務経験年数の欄を訂正する場合は、事業主証明印(または第三者証明印)での訂正印が必要です。  
事業主において虚偽の証明をしたことが後日判明した場合は、発行済みの修了証は無効となります。
  8. 事務局記入欄は記入しないでください。
- ※記入していただいた各項目は、この事業以外では一切使用いたしません。